

○菅原委員長 ただいまより、経済建設常任委員会を開会いたします。

本日の出席委員は全員です。

それでは、会議を進めてまいります。

初めに、1、令和5年第4回定例会提出議案についてを議題とします。議案第2号、議案第4号、議案第9号、議案第10号、議案第14号及び議案第17号の以上6件につきまして、理事者から説明願います。

○三宮経済部長 議案第2号、令和5年度旭川市一般会計補正予算のうち、経済部所管分につきまして御説明申し上げます。

補正予算書24ページから26ページを御覧ください。補正予算のうち、各事業費に計上している給与改定に関するものは、6事業合わせまして949万6千円でございます。

次に、25ページ一番下の段、7款1項1目商業振興費、中心市街地来街環境整備費60万4千円でございます。中心市街地の出店者に対し、家賃補助を行う中心市街地出店促進補助金の新規申請が増加したことに伴い、不足分の補正を行うものでございます。

続きまして、議案第4号、令和5年度旭川市動物園事業特別会計補正予算につきまして御説明申し上げます。補正予算書42ページの下段、歳出を御覧ください。1款1項1目総務管理費のうち、施設管理費882万5千円につきましては、給与改定及び昇給抑制の一部回復措置に関するものでございます。このことによりまして、上段の歳入、5款1項1目一般会計繰入金におきましても同額を補正するものでございます。

以上が、経済部所管の補正予算の内容でございます。よろしく御願申し上げます。

○菅原観光スポーツ交流部長 議案第2号の令和5年度旭川市一般会計補正予算のうち、観光スポーツ交流部所管分につきまして御説明申し上げます。

補正予算書の26ページを御覧ください。7款1項4目観光費のうち、観光情報センター運営費355万6千円でございます。こちらは、光熱水費の高騰に伴い、観光物産情報センターの光熱水費が不足するため、これを増額しようとするものでございます。

次に、旭川市職員の給与に関する条例の一部を改正することに伴い、職員費が増額となることから、会計年度任用職員の職員費を計上している事業につきまして、それぞれ増額補正しようとするものであり、観光スポーツ交流部所管事業といたしましては5事業、合計81万2千円となっております。

以上が、観光スポーツ交流部所管の補正予算でございます。どうぞよろしく御願いたします。

○加藤農政部長 議案第2号、令和5年度一般会計補正予算のうち、農政部所管分につきまして御説明申し上げます。

補正予算書25ページを御覧ください。6款農林水産業費、1項農業費、3目農産園芸振興費、右欄の畑地化促進事業費、1億378万2千円でございます。本事業は、国の経営所得安定対策における水田活用の直接支払交付金におきまして、野菜、果樹等の作物や、麦、大豆等の畑作物の導入、定着を図るため、土地改良区内の土地で水田を畑地化する際に生じる費用を支援するものでございます。なお、財源につきましては、全額道支出金を充当いたします。

また、補正予算のうち、各事業費に計上しております会計年度任用職員の給与改定に関するものは6事業、194万6千円となっております。

以上、よろしくお願いいたします。

○中野建築部長 議案第2号、令和5年度旭川市一般会計補正予算のうち、建築部所管分を説明いたします。

補正予算書事項別明細書の26ページの8款1項3目の建築指導費であります。右側の説明欄の建築指導費の補正額208万1千円のうち195万5千円は、建築行政に係る手続のオンライン化を進めるため、地図情報システムの改修など環境整備を行おうとするもので、同じく建築指導費の残額12万6千円のほか、説明欄の住宅雪対策費12万5千円及び住宅改修促進費12万9千円、8款5項1目都市計画総務費のうち、屋外広告物対策費26万1千円、次のページの8款6項1目、市営住宅管理費70万1千円の5つの事業に計上している合計134万2千円は、会計年度任用職員の給与改定に関するものであります。

以上、建築部が所管する補正予算の概要であります。

○太田土木部長 令和5年第4回定例会に議案として提出させていただいてございます議案第2号、令和5年度旭川市一般会計補正予算のうち、土木部所管分につきまして事業の主な概要を御説明させていただきます。

お手元の一般会計補正予算書の26ページを御覧ください。8款1項1目土木総務費のうち、管理事務費29万4千円、並びに8款2項1目道路橋りょう総務費のうち、道路橋りょう管理費6万1千円及び地籍調査費8万9千円につきましては、令和5年8月の人事院勧告に基づく会計年度任用職員の給与水準の見直しによるものでございます。

土木部所管分の補正予算については以上でございます。よろしくお願いいたします。

○沖本上下水道部長 令和5年第4回定例会提出議案のうち、水道局の所管に関わる議案につきまして御説明いたします。

初めに、補正予算についてでございます。内容といたしましては、職員給与費等の補正及び債務負担行為の設定を行うものでございます。

まず、議案第9号、令和5年度旭川市水道事業会計補正予算についてでございます。補正予算書の63ページの実施計画を御覧ください。収入及び支出予算の補正でございますが、国家公務員の給与改定に準じて実施する給与の改定及び昇給抑制の一部回復措置等に伴いまして、収益的支出では、1款1項7目の職員給与費で1千123万1千円、資本的支出では、1款1項1目の職員給与費で422万1千円をそれぞれ増額し、この財源の一部について、収益的収入の1款1項2目の負担金で16万5千円を増額しようとするものでございます。

次に、補正予算書の68ページを御覧ください。債務負担行為でございますが、履行期間を令和6年4月1日から令和10年3月31日までの4年間とする業務委託の契約事務を令和5年度中に執行するため、上下水道検針ほか業務委託料として、限度額を8億8千332万3千円とする債務負担行為を追加しようとするものでございます。

次に、議案第10号、令和5年度旭川市下水道事業会計補正予算についてでございます。補正予算書の71ページの実施計画を御覧ください。収入及び支出予算の補正でございますが、水道事業会計と同様、給与の改定等に伴いまして、収益的支出では、1款1項5目の総係費で16万5千円、

6目の職員給与費で879万2千円、合計で895万7千円、資本的支出では、1款1項1目の職員給与費で252万1千円をそれぞれ増額し、この財源の一部について、収益的収入の1款1項2目の負担金で118万2千円を増額しようとするものでございます。

次に、補正予算書の76ページを御覧ください。債務負担行為でございますが、水道事業会計と同様に、上下水道検針ほか業務委託料として、限度額を8億2千762万1千円とする債務負担行為を追加しようとするものでございます。

続きまして、条例の制定2件についてでございます。

まず、議案第14号、旭川市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。旭川市企業職員の給料月額を国家公務員に準じて改定するとともに、給与削減の独自措置に伴い抑制してきた昇給の一部回復について定めようとするものでございます。

次に、議案第17号、旭川市公営企業の管理者の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。国家公務員に準じて改定される一般職の職員の期末手当及び勤勉手当の支給率に鑑み、公営企業の管理者の期末手当の支給率を改定するとともに、期末手当の減額に係る規定を削除しようとするものでございます。

以上、よろしくお願いたします。

○太田農業委員会事務局長 議案第2号、令和5年度旭川市一般会計補正予算のうち、農業委員会所管分につきまして御説明を申し上げます。

補正予算書25ページ、事項別明細書を御覧ください。6款農林水産業費、1項農業費、1目農業委員会費の運営費についてでございますが、今般の職員給与改定に伴い、会計年度任用職員2人分の報酬及び職員手当等で25万8千円を増額しようとするものでございます。

以上、よろしくお願いたします。

○菅原委員長 ただいまの説明につきまして、特に御発言はございませんか。

(「なし」の声あり)

○菅原委員長 なければ、本日のところは説明を受けたということにとどめておきたいと思っております。

議案の説明に関わり出席している理事者につきましては、退席していただいて結構でございます。

次に、2、報告事項についてを議題といたします。まず、令和5年度の除排雪体制について、理事者から報告願います。

○幾原土木部雪対策担当部長 令和5年度の除排雪体制について御報告申し上げます。資料を御覧ください。

初めに、除排雪業務の受託企業についてでございますが、共同企業体4社が決まり、構成員として、除排雪企業46社、ロータリー除雪車など除雪機械の当初登録台数538台、運転手の当初登録数647人で除排雪業務を行ってまいります。なお、先週末の大雪への対応についてでございますが、今期初めてとなる市内全域の除雪を25日から26日にかけて、除雪車約360台で実施したところでございまして、これから本格的な降雪期になりますが、引き続き気象状況や沿道状況に応じた適切な除排雪作業に努めてまいります。

次に、除雪センター体制についてでございます。除雪センターの機能のさらなる集約と充実を図るため、主センターに除排雪計画などの業務全体の管理機能や、統合地区内における市民の皆様からの要望等の窓口を集約したところであります。支所センターの開設時期につきましては、窓口機

能の集約に伴いまして、除排雪作業等が本格化する本年12月1日から排雪作業が完了する翌年3月上旬までの開設となります。また、パトロール体制を充実するため、除排雪作業後の仕上がりや雪出しを含めた道路状況などの確認を行う専任パトロール員を各除雪センターに配置いたしまして、現場機能の強化を図ってまいります。

次に、地区除雪連絡協議会の実施についてであります。今年度は、本年11月1日から14日までの間に、市内9地区において総会を開催いたしました。協議会では、今年度の雪対策の取組や各種制度のほか、雪対策基本条例などの説明をいたしました。主な御意見といたしましては、雪対策基本条例の制定に伴う周知方法やパトロール強化のほか、丁寧な歩道除雪や新制度の拡充などがございました。今回いただいた御意見を参考に、様々な課題に対する試行や検証にも取り組みながら、円滑な冬の交通網の確保に努めてまいります。

最後に、除雪相談会の開催状況についてであります。市民、除雪企業、行政が地域の課題を共有し、相互理解を図るため、市内9地区で11月27日から12月1日まで除雪相談会を実施しております。市民の皆様からいただいた相談内容を除雪センターと共有し、課題解決に向けて生かしてまいります。

以上、御報告申し上げます。よろしくお願いいたします。

○菅原委員長 ただいまの報告につきまして、特に御発言はございませんか。

(「なし」の声あり)

○菅原委員長 なければ、ただいまの報告に関わり出席している理事者につきましては、退席していただいて結構でございます。

次に、水道料金・下水道使用料の減免制度見直し案に対する意見等の募集結果について、理事者から報告願います。

○沖本上下水道部長 水道料金・下水道使用料の減免制度見直し案に対する意見等の募集結果について御報告いたします。お手元に「水道料金・下水道使用料の減免制度見直し案」に対して寄せられた御意見と旭川市水道局の考え方を配付させていただいておりますので、御覧ください。

今回は、特別児童扶養手当受給世帯と障害者のみの世帯の減免制度について、福祉保険部が所管している福祉タクシー利用料金等助成事業を拡充するという代替策をもって廃止をしたい旨の意見提出手続を行いました。意見募集の期間は、本年9月1日から10月2日までの約1か月間で、10人の個人と1つの団体から、提出者数合わせて11件、合計で17件の御意見をいただきました。

いただいた御意見の内容ですが、表の左側のほうになってございます。生活への影響に関するもの、減免制度の継続を求めるものが8件で、主な御意見といたしましては、障害者のみの世帯と特別児童扶養手当受給世帯を対象外とするのは、福祉の切捨てそのものである、また、今までと同じように減免制度を残してほしい、諸物価高騰で減免がなくなれば生活がとても厳しくなるなどでございました。これらの御意見に対する水道局の考え方といたしましては、今回の特別児童扶養手当受給世帯と障害者のみの世帯に対する減免制度の廃止は、福祉保険部が所管する代替施策と併せて行おうとするものであり、福祉施策へ転換することで、より多くの対象者が支援を受けることが可能となり、水道料金、下水道使用料による減免制度での公平性の課題が一定程度改善されるものと考えておりますので、御理解をいただきたいというふうにしております。また、代替施策である福祉タクシー利用料金等助成事業の拡充に関する意見については、関係部局と共有することとし、そ

の他の御意見については参考にさせていただいております。

いただいた御意見と水道局の考え方につきましては、意見提出者へ回答するとともに、ホームページや市政情報コーナーなどの資料配布場所において公表をいたします。

今後、特別児童扶養手当受給世帯と障害者のみの世帯の減免制度の見直しにつきましては、今回の意見提出手続の結果を基に、関係部局と協議、調整を行いながら進めてまいりたいと考えております。

○菅原委員長 ただいまの報告につきまして、特に御発言はございますか。

(「なし」の声あり)

○菅原委員長 なければ、ただいまの報告に関わり出席している理事者につきましては、退席していただいて結構でございます。

次に、北の恵み食べマルシェ2023の開催結果について、理事者から報告願います。

○三宮経済部長 北の恵み食べマルシェ2023につきまして、売上総額がこのたび確定いたしましたので、開催結果を御報告いたします。

令和5年9月16日から3日間の会期で開催した今回の食べマルシェは、新型コロナが5類に移行した後ではございましたが、引き続き感染対策を行いながら実施をいたしました。前回と比較いたしますと、出店者数は、共催事業の駅マルシェを含め、6店舗増の240店、来場者数は、初日、2日目が天候に恵まれたこともあり、約30%増の延べ81万4千人となりました。出店店舗の売上総額は、約36%増の約1億7千248万円となり、1店舗当たりの売上額は約32%増の約72万円となっております。

今回は、特別企画ブースとして旭川食のアンバサダー下國伸シェフ考案の特製カレー2種類と同シェフ監修のホルモンカレーそばを販売し、大きな集客を生んだところでございます。そのほか、ステージイベントの復活や、北の恵み食べマラソン2023などにより、市民や観光客に楽しんでいただいたほか、キャッシュレス決済の導入促進や、ビール用紙コップのリサイクルを試行的に実施するなど、会場での利便性向上や環境への配慮などにも取り組んだところでございます。

本イベントの実施により、まちなかのにぎわいづくりや経済活性化に大いに寄与することができたと考えております。

以上でございます。

○菅原委員長 ただいまの報告につきまして、特に御発言はございますか。

(「なし」の声あり)

○菅原委員長 それでは次に、旭川冬まつり実行委員会及び北の恵み食べマルシェ実行委員会における過年度分の納税について、理事者から報告願います。

○菅原観光スポーツ交流部長 旭川冬まつり実行委員会における過年度分の納税につきまして、御報告申し上げます。

このたび、観光スポーツ交流部観光課が事務局を務めております旭川冬まつり実行委員会において、令和5年11月21日及び22日、過年度における消費税及び地方消費税並びに法人税を納付いたしましたので、御報告をいたします。

初めに、納付に至った経過でございます。配付をさせていただいております資料の1の事案の概要にありますように、本年8月にインボイス登録手続を行うため、税務署に相談したところ、過年

度における消費税及び地方消費税並びに法人税について疑義が生じました。その後、過年度における帳票の確認、申告について、税務署、上川総合振興局、本市税務部と協議を重ね、同年11月21日及び22日に90万7000円を納付したところでございます。

納付税額の内訳につきましては、消費税及び地方消費税が30万7千200円、法人税及び地方法人税が13万4千100円、法人道民税、法人事業税、特別法人事業税が14万4千700円、法人市民税が31万4千700円であり、延滞税、無申告加算税、延滞金及び不申告加算金につきましては、納入通知書が送付され次第、速やかに納付いたしますが、その額につきましては約10万円と試算しているところでございます。

今回の事案につきましては、税務関係法令の認識不足が原因でありまして、実行委員会内において周知徹底を図り、適正な事務処理と再発防止に努めてまいります。

○三宮経済部長 このたび、北の恵み食べマルシェ実行委員会事務局におきまして、過年度における消費税及び地方消費税並びに法人税の納付が必要であることが判明いたしましたことから、御報告申し上げます。

初めに、今回の事案の判明に至った経過でございます。令和5年10月にインボイス登録を行うため、税務署に相談したところ、過年度における消費税及び地方消費税並びに法人税について疑義が生じました。その後、過年度における帳票の確認、申告について、税務署と協議を重ねた結果、納付すべき期間が判明し、現在、納税額を確認しております。

納税額は、延滞税、無申告加算税、延滞金及び不申告加算金を除きまして、合計でおおむね120万円程度になる見込みでございます。金額確定次第、速やかに納付を行ってまいります。

今回の事案につきましては、税務関係法令の認識不足が原因であり、実行委員会におきまして周知徹底を図り、適正な事務処理と再発防止に努めてまいります。

○菅原委員長 ただいまの報告につきまして、特に御発言はございますか。

(「なし」の声あり)

○菅原委員長 それでは、以上で予定していた議事は全て終了いたしました。

その他、委員の皆様から御発言等はございませんでしょうか。

(「なし」の声あり)

○菅原委員長 なければ、本日の委員会はこれをもって散会いたします。

散会 午前10時27分